

## 2人以上の者が現場において共同して行った性犯罪の量刑に関する資料

(注)

1 平成29年7月13日施行の「刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)」により、強制性交等罪・準強制性交等罪・同致死傷罪の法定刑の下限の引上げ、集団強姦罪・集団準強姦罪・同致死傷罪の廃止等が行われた。

2 同法による改正前後の各罪の法定刑は、以下のとおりである。

平成29年刑法一部改正前

強姦罪・準強姦罪	..... <u>3年以上</u> の <u>有期懲役</u>
集団強姦罪・集団準強姦罪	..... <u>4年以上</u> の <u>有期懲役</u>
強姦致死傷罪・準強姦致死傷罪	.....無期又は <u>5年以上</u> の懲役
集団強姦致死傷罪・集団準強姦致死傷罪	.....無期又は <u>6年以上</u> の懲役

平成29年刑法一部改正後

強制性交等罪・準強制性交等罪	..... <u>5年以上</u> の <u>有期懲役</u>
集団強姦罪・集団準強姦罪	..... <u>廃止</u>
強制性交等致死傷罪・準強制性交等致死傷罪	.....無期又は <u>6年以上</u> の懲役
集団強姦致死傷罪・集団準強姦致死傷罪	..... <u>廃止</u>

## 2人以上の者が現場において共同して行った強制性交等罪及び準強制性交等罪の事件の量刑の分布

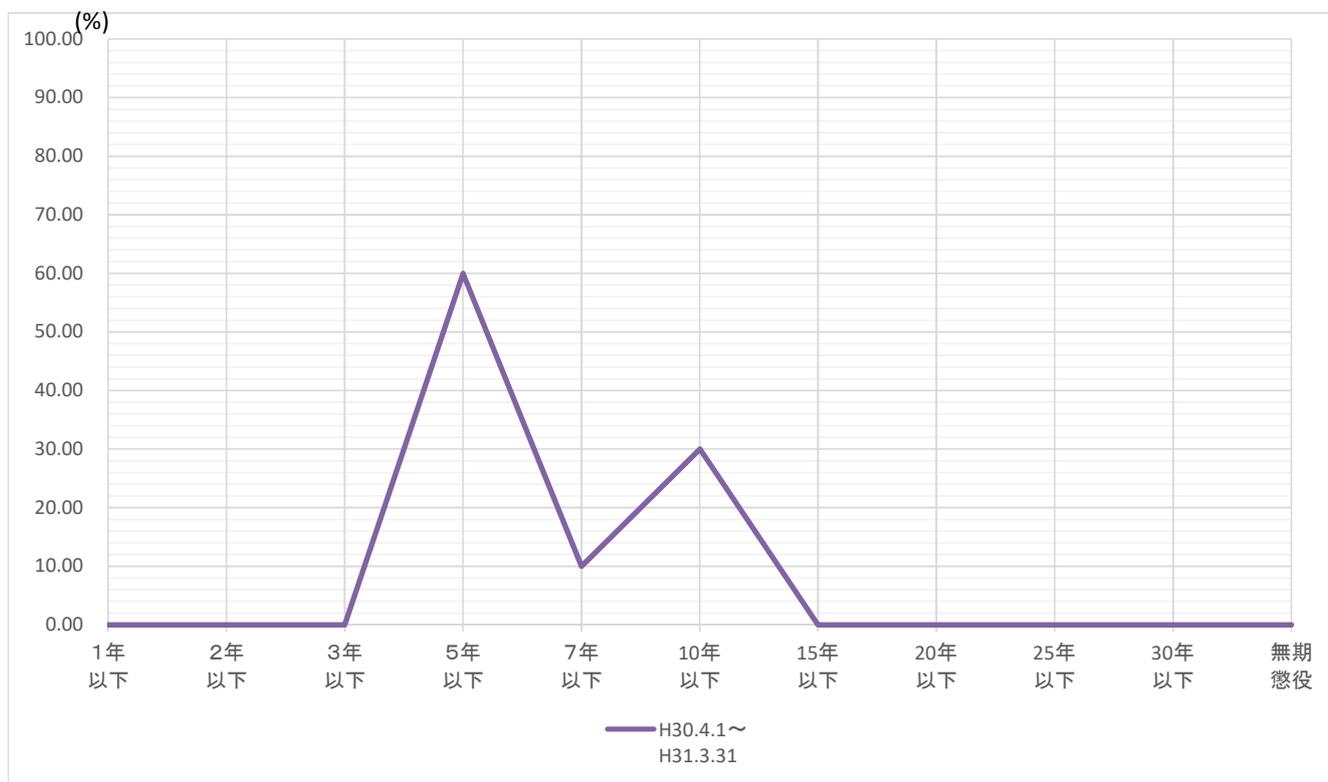


表1 (人員)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役	合計
H30.4.1～ H31.3.31	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	6	1	3	0	0	0	0	0	10

表2 (%)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役
H30.4.1～ H31.3.31	0	0	0	60.00	10.00	30.00	0	0	0	0	0

(注1) 本表は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審判決が言い渡された事件について判決書を収集し、それを基に法務省刑事局において作成したものである。

(注2) 表1の人員は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員である。

(注3) 各罪名は処断罪であり、各罪名とも既遂・未遂の区別はない。

(注4) 表1【】内の数字は刑の一部執行猶予の人員、[]内の数字は全部執行猶予を表す(内数)。なお、刑の一部執行猶予制度の施行日は、平成28年6月1日である。

(注5) 表2の各年の数字は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員のうち、各刑期ごとの人員が占める割合である。

## 2人以上の者が現場において共同して行った強制性交等致死傷罪及び準強制性交等致死傷罪の事件の量刑の分布

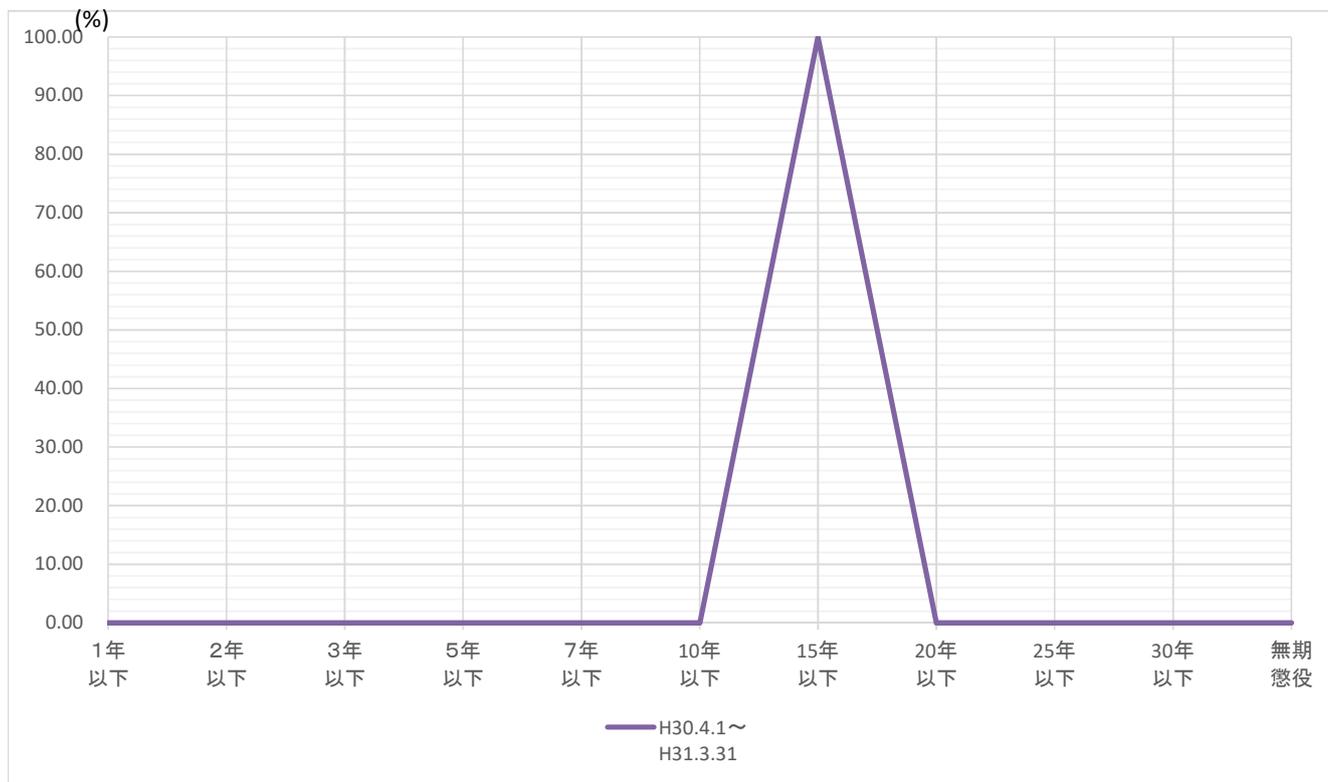


表1 (人員)

	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	15年以下	20年以下	25年以下	30年以下	無期懲役	合計
H30.4.1～ H31.3.31	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

表2 (%)

	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	15年以下	20年以下	25年以下	30年以下	無期懲役
H30.4.1～ H31.3.31	0	0	0	0	0	0	100.00	0	0	0	0

(注1) 本表は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審判決が言い渡された事件について判決書を収集し、それを基に法務省刑事局において作成したものである。

(注2) 表1の人員は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員である。

(注3) 各罪名は処断罪であり、各罪名とも既遂・未遂の区別はない。

(注4) 表1【】内の数字は刑の一部執行猶予の人員、[]内の数字は全部執行猶予を表す(内数)。なお、刑の一部執行猶予制度の施行日は、平成28年6月1日である。

(注5) 表2の各年の数字は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員のうち、各刑期ごとの人員が占める割合である。

## (参考) 集団強姦罪の量刑の推移

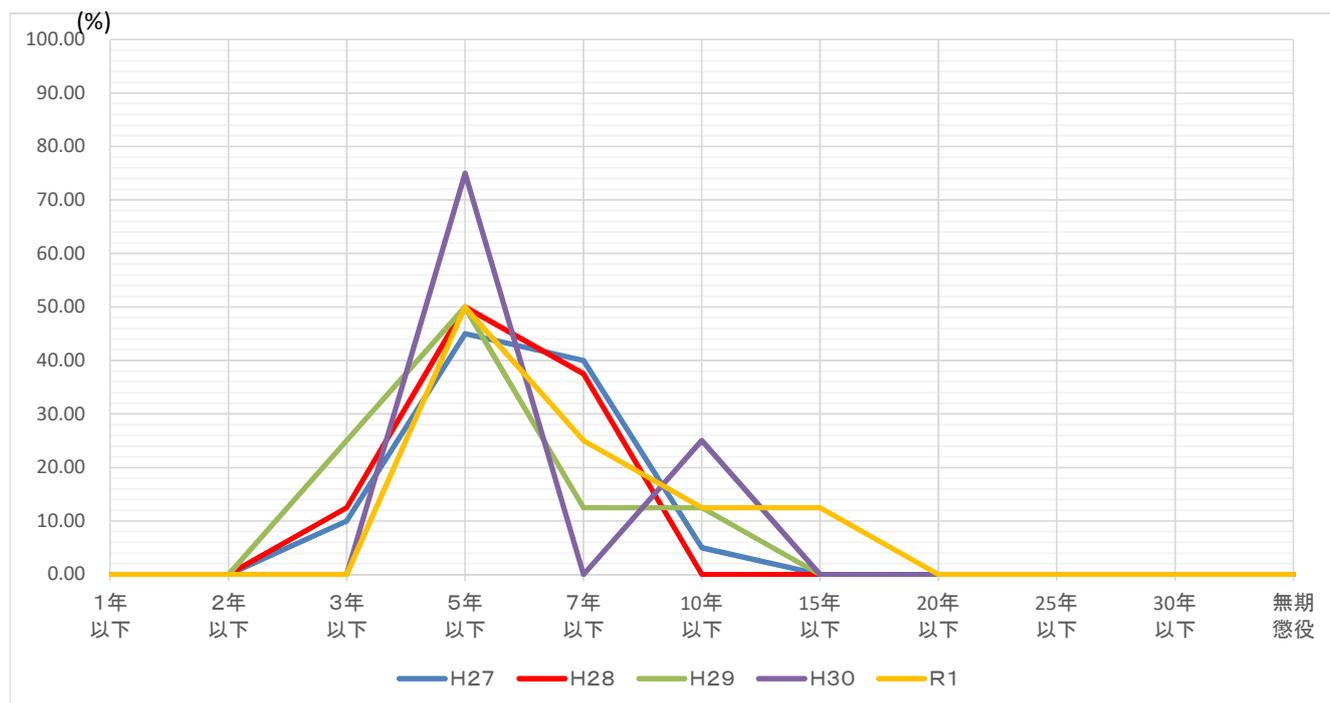


表1 (人員)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役	合計
H27	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	2 【0】 <small>(2)</small>	9	8	1	0	0	0	0	0	20
H28	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	1 【0】 <small>(0)</small>	4	3	0	0	0	0	0	0	8
H29	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	4 【0】 <small>(1)</small>	8	2	2	0	0	0	0	0	16
H30	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	3	0	1	0	0	0	0	0	4
R1	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	4	2	1	1	0	0	0	0	8

表2 (%)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役
H27	0	0	10.00	45.00	40.00	5.00	0	0	0	0	0
H28	0	0	12.50	50.00	37.50	0	0	0	0	0	0
H29	0	0	25.00	50.00	12.50	12.50	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	75.00	0	25.00	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	50.00	25.00	12.50	12.50	0	0	0	0

(注1) 本表は、最高裁判所から提供を受けたデータを基に法務省刑事局において作成したものである。

(注2) 表1の各年の数字は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員である。各罪名は処断罪であり、不定期刑の言渡しはその長期を計上している。

(注3) 各罪名とも既遂・未遂の区別はない。

(注4) 集団準強姦(致死傷)罪は、集団強姦(致死傷)罪の数に含まれる。

(注5) 表1【】内の数字は刑の一部執行猶予の人員、[]内の数字は全部執行猶予を表す(内数)。なお、刑の一部執行猶予制度の施行日は、平成28年6月1日である。

(注6) 表2の各年の数字は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員のうち、各刑期ごとの人員が占める割合である。

(注7) 平成29年7月13日施行の「刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)」により、集団強姦等(致死傷)罪の廃止等が行われた。

(注8) 令和元年度は速報値である。

## (参考) 集団強姦致死傷罪の量刑の推移

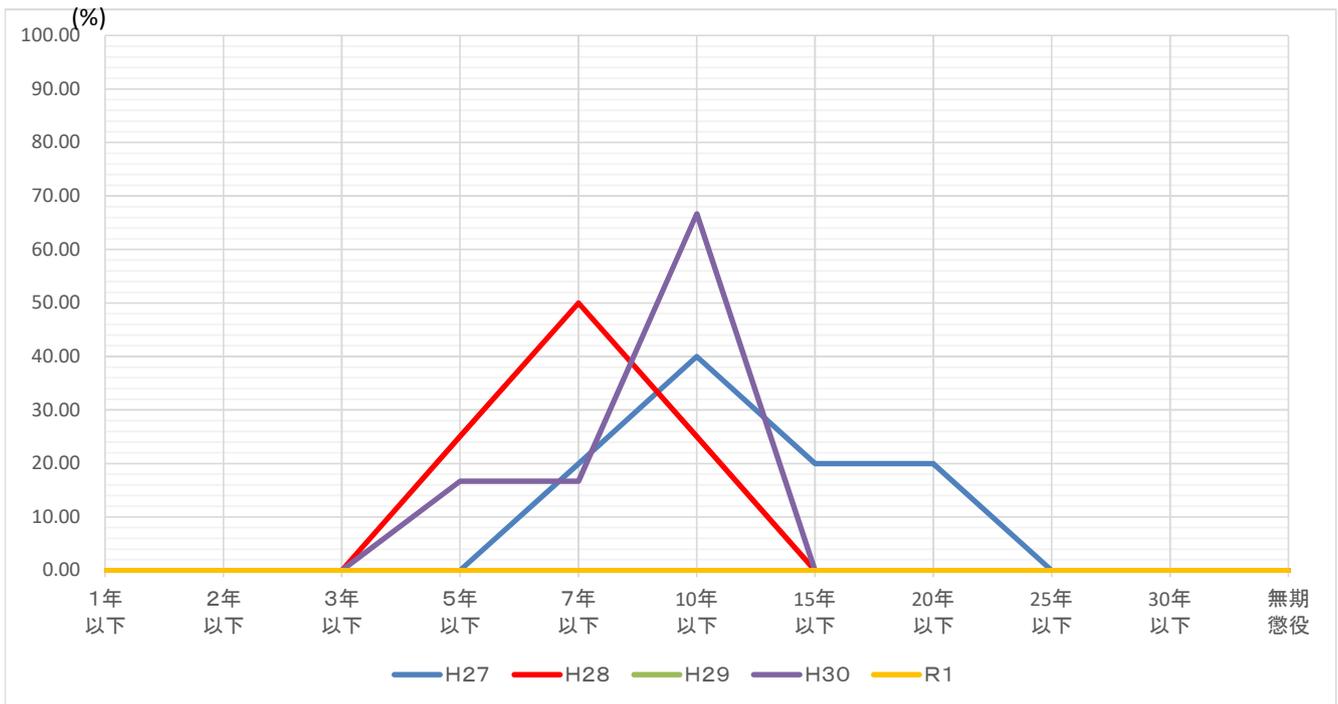


表1 (人員)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役	合計
H27	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0	2	4	2	2	0	0	0	10
H28	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	1	2	1	0	0	0	0	0	4
H29	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	1	1	4	0	0	0	0	0	6
R1	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2 (%)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役
H27	0	0	0	0	20.00	40.00	20.00	20.00	0	0	0
H28	0	0	0	25.00	50.00	25.00	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	16.67	16.67	66.67	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 本表は、最高裁判所から提供を受けたデータを基に法務省刑事局において作成したものである。

(注2) 表1の各年の数字は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員である。各罪名は処断罪であり、不定期刑の言渡しはその長期を計上している。

(注3) 各罪名とも既遂・未遂の区別はない。

(注4) 集団準強姦(致死傷)罪は、集団強姦(致死傷)罪の数に含まれる。

(注5) 表1【】内の数字は刑の一部執行猶予の人員、[]内の数字は全部執行猶予を表す(内数)。なお、刑の一部執行猶予制度の施行日は、平成28年6月1日である。

(注6) 表2の各年の数字は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員のうち、各刑期ごとの人員が占める割合である。

(注7) 平成29年7月13日施行の「刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)」により、集団強姦等(致死傷)罪の廃止等が行われた。

(注8) 令和元年度は速報値である。